

4. 固定資産税等の改革

(1) 固定資産税の改革

固定資産税、とくに土地については10年近い地価下落にもかかわらず、負担調整という名のもと、一部の地域を除き実質増税が行われており、課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。この不適切な課税は、現在の評価額の算定方式に問題があるからで、かつて実施していた収益還元価格で評価する制度に早急に改め、土地、家屋、償却資産に関する税率を見直す。

(2) 土地税制の見直し

地価の下落が景気や企業経営、とくに不良債権の処理を困難にし、経済再生をも遅らせている事実を考え、特別土地保有税をはじめ国税と地方税にかかわる土地の保有と取引に係る課税を軽減し、土地取引の流動化をはかる特別措置を検討すべきである。

5. 超過課税の廃止

地域の財政需要が大きい、さらに特定の助成事業を行っている、等の理由で、現在、全国で約1700の地方団体が超過課税を実施している。本来は臨時的性格の課税であるにもかかわらず、課税当局は当然の権利視して恒久化し、しかも必ずしも納税者に対する十分な説明が行われていない。このような税は不公平な課税というべきであり、速やかに廃止する。

6. 申告納税制度の合理化

租税原則、とくに税制の簡素化によって納税コストと徴税コストを軽減し、かつ納税者の一層の利便を図ることとする。具体的には地方消費税の執行を参考に、国税と課税対象を同じくする道府県民税と市町村民税の全般について申告および納税の手続きを合理化する。とくに固定資産税にかかわる償却資産の評価にさいし、賦課期日を含めて国税の減価償却資産と連動させる。